静岡県・浜松市共催 タイビジネス支援ネットワークセミナー

タイにおける移転価格税制の動向について

2018年10月24日

浜松市アセアンビジネスサポートデスク
Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.
ダイレクター　子田　俊之

www.faircongrp.com © 2018 Fair Consulting Co., Ltd. All rights reserved.
JAPAN - Tokyo, Osaka, Nagoya / CHINA - Shanghai, Suzhou, Shenzhen / HONG KONG - Hong Kong / VIETNAM - Hanoi, Ho Chi Minh / SINGAPORE - Singapore / INDIA - Gurgaon, Chennai, Bangalore /Taiwan – Taipei / INDONESIA - Jakarta / THAILAND – Bangkok / MALAYSIA - Kuala Lumpur / PHILIPPINES - Manila /MEXICO - Leon / AUSTRALIA - Melbourne / GERMANY – Munich / U.S.A. – New York City

目次

- BEPS行動計画およびタイにおける移転価格規制動向
- 三層構造文書化に関する概要解説
- タイにおける新移転価格規制
- 今やらなければならない事項

プレゼンテーションに関するお問い合わせは以下へお願い致します。

子田 俊之
Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.
Director
Email:
to.kota@faircongrp.com

大谷 祐輔
Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.
Manager
Email:
yu.otani@faircongrp.com

www.faircongrp.com © 2018 Fair Consulting Co., Ltd. All rights reserved.

BEPS行動計画とタイの対応

- BEPS：Base Erosion and Profit Shifting＝「税源浸食と利益移転」によるアグレッシブなタックスプランニング。主として多国籍企業が低税率国へ所得を移転するスキームを構築し、本来価値が創造されている国において課税がされないという、国際的な租税回避が行われている状況を指す。

- BEPS行動計画とは、BEPSの状況を捕捉するために、国際課税の観点から、各国が足並みをそろえて国内法の整備を行っていくための15の提言であり、OECDにより2015年10月に最終報告がまとめられたもの。

- タイはOECDの加盟国ではないが、2017年2月にBEPSの包括的枠組み（Inclusive Framework)に参加しており、BEPS行動計画のミニマムスタンダードである、以下の行動計画への対応を行わなければならない立場にある。

行動計画	BEPS行動計画ミニマムスタンダード
行動計画5	有害税制への対抗措置
行動計画6	租税条約濫用の防止
行動計画13	移転価格関連の文書化の再構築
行動計画14	相互協議の効果的実施

www.faircongrp.com © 2018 Fair Consulting Co., Ltd. All rights reserved.

BEPS行動計画13及びタイ国内法の改正状況について

◆ 移転価格文書の新規制（BEPS行動計画13）に付随した、日本及びタイでの移転価格文書化規制の状況は以下。

国別対応	内容
全般（BEPS行動計画13）	移転価格関連文書を再構築し、3層構造文書の作成を各国納税者に求めるもの。 3層構造文書とは以下として示されている。 -独立企業間価格を算定するために必要な書類（ローカルファイル（LF）） -多国籍企業グループの国別報告事項（CBCR） -多国籍企業グループの事業概況報告事項（マスターファイル（MF））
日本	平成28年度（2016年）税制改正において、3層構造文書化制度を創設。 -MF、CBCRを2016年4月以後開始する最終親会社の会計年度から要請（提出期限18年3月） -MF、CBCRは連結グループ収入1000億円未満の最終親会社については免除する。 -LFについては2017年4月から開始する事業年度に対して、申告期限（2018年6月）までの作成を要請（LF同時文書化規制）。
タイ	移転価格文書化規制について、2018年9月27日国民評議会にて承認済み。法制化を待つ状況であるが、具体的な歳入法修正および細則は公表されていない（2017年6月21日、歳入法改正案の公表とパブリックコメントの募集あり）。 現状、具体的な移転価格法制と言えるものは以下となっている。 歳入法第65条Bis (4)資産対価、サービス対価、利息を無償あるいは理由なく市場価格より低く設定している場合、税務担当官は取引日の市場価格に基づくものとして価格に修正が出来る。 (7)外国からの商品の輸入の取得価額について、税務担当官は他国へ輸入される同一の商品の価格と比較して評価できる。 歳入局通達Paw113/2545（2002年通達113号） 歳入法65条に規定される市場価格の考え方を移転価格理論と表側を合わせたもの。 税務調査官は、税務調査時に移転価格文書を参照し、独立企業間価格を決定する。

www.faircongrp.com © 2018 Fair Consulting Co., Ltd. All rights reserved.

三層構造文書化制度のメカニズム(イメージ図)

◆ マスターファイル記載の移転価格ポリシーに基づいて特定多国籍グループ内の情報を、国別報告事項及びローカルファイルにそれぞれ反映する。

移転価格ポリシーに関する、包括的な記載

マスターファイル

移転価格ポリシーに基づき企業グループ内取引を実施

ローカルファイル

個々の取引について独立企業間価格を算定

国別報告事項

連結財務データから国別の情報を抽出・整理

www.faircongrp.com © 2018 Fair Consulting Co., Ltd. All rights reserved.

三層構造文書の関係

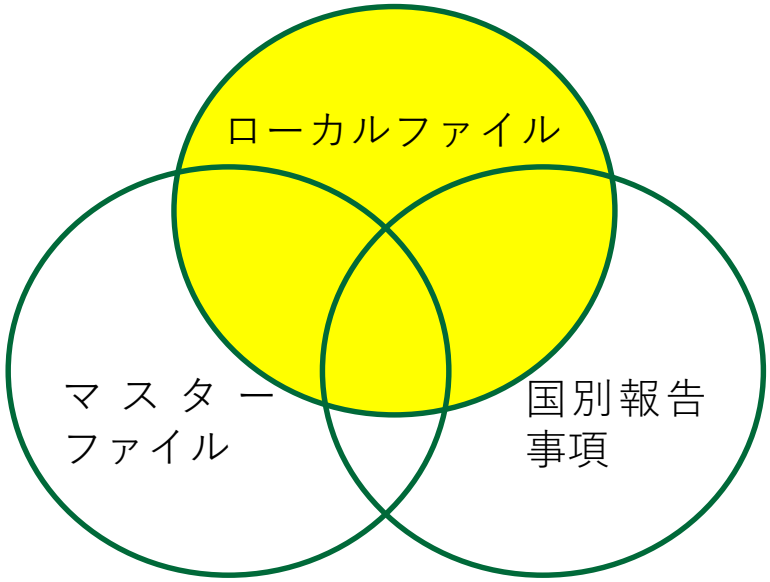

- 三文書はその記載内容・項目において重なり合う箇所とそうでないところがある。
- ローカルファイルは、各納税者が行う関連者間取引に関する情報に限定されている。
- マスターファイル及び国別情報事項には、移転価格課税の対象となる関連者間取引に係る情報以外の情報も記載される。

三文書により多国籍企業グループの活動に関する情報(移転価格情報に限らない)をグローバルベースでカバー

- 三層構造文書化によって、移転価格課税問題の他、タックスヘイブン課税や恒久的施設に対する課税、あるいは、国際的な組織再編に係る問題など、多国籍企業グループの活動に関する様々な情報がカバーされ、BEPSの抑止力となる。

www.faircongrp.com © 2018 Fair Consulting Co., Ltd. All rights reserved.

タイにおける新移転価格規制の見込み

- 下記表は現状までで明らかになっていると考えられる、新移転価格規制の内容である。
- 但し、歳入法および細則は未公表であり、確定情報ではない。
- 下記はコンサル等公表情報の個別調査、及び2017年6月に歳入局が公表したパブリックコメント募集に基づく内容である。

事項	内容
適用時期	2019年1月1日以降に始まる法人税課税年度（会計期間）について新規制を適用する。
法人税申告書における関連者間取引状況提出	納税者は年次法人税申告書と共に、関連者間取引の状況を提出する。当該関連者の名前/関係、取引金額を含める。
移転価格文書提出義務	上記関連者間取引の提出後5年に渡り、歳入局は関連者間取引の価格正統性に関する文書（移転価格文書）の提出を求めることが出来る。
移転価格文書提出期限	上記する歳入局の要請を受けた初回の移転価格文書提出期限は、180日以内とされる。また、次年度以降の提出については60日以内となるが、120日までの期限延長が認められる。
提出義務者	年間総収入が2億バーツを超えない納税者は関連者間取引状況の提出及び5年間の文書提出義務を免れる。
罰則	関連者間取引の状況の未提出及び移転価格文書の未提出、あるいは不完全、不正確な提出がされる場合の罰則上限は200,000バーツとされる。
移転価格更生決定による還付申請	移転価格調査による更生決定により起因する法人税の還付申請は、法令上の期限である法人税申告から3年以内とは別に、税務更正通知の書面を受け取ってから60日以内に行うことが出来る。

FAIR CONSULTING GROUP
www.faircongrp.com © 2018 Fair Consulting Co., Ltd. All rights reserved.
JAPAN - Tokyo, Osaka, Nagoya / CHINA - Shanghai, Suzhou, Shenzhen / HONG KONG - Hong Kong / VIETNAM - Hanoi, Ho Chi Minh / SINGAPORE - Singapore / INDIA - Gurgaon, Chennai, Bangalore /Taiwan – Taipei / INDONESIA - Jakarta / THAILAND – Bangkok / MALAYSIA - Kuala Lumpur / PHILIPPINES - Manila /MEXICO - Leon / AUSTRALIA - Melbourne / GERMANY - Munich / U.S.A. – New York City

新移転価格規制の未確定事項

◆ 他国の国内法整備状況を考慮すると、以下の項目については未だ情報発信は無く、未確定の状況。今後の新歳入法の公表、あるいは細則の公表により、明確になると考えられる。

事項	内容
文書化構造及び作成者	BEPS行動計画13を受けての国内法の改正であるため、3層構造文書化を求めるものである可能性は高い。 また、MF、LF、CBCRの作成者、提出方法に関する規定が明確にされる必要がある。
関連者の定義および関連者間取引の定義	2017年6月21日歳入局公表のパブリックコメント募集においては、関連者の定義は以下を提示している。 歳入法第71条bis （1）ある法人が他の法人の株式あるいは持分の50%以上を、直接または間接に保有する関係（親子関係） （2）ある法人が他の法人の株式あるいは持ち分の50%以上を直接または間接に保有する場合、当該ある法人が他の法人以外の法人の株式あるいは持ち分の50%以上を直接または間接に保有する場合の、他の法人と他の法人以外の法人（兄弟関係） （3）ある法人が資本関係あるいは経営者派遣あるいはそれ以外の観点において、他の法人に依存しなければならない関係にある法人で、財務省令で定めるもの。 関連者間取引の定義は明確でない。特に国内関連者との取引の取り扱いについて、明確化されることが重要。
同時文書化義務	移転価格文書は、歳入局の求めに応じて提出するものとされるが、法人税申告書における関連当事者取引の状況提出の具体的な様式によっては、実務上の同時文書化要請となる可能性がある。

FAIR CONSULTING GROUP
www.faircongrp.com © 2018 Fair Consulting Co., Ltd. All rights reserved.
JAPAN - Tokyo, Osaka, Nagoya / CHINA - Shanghai, Suzhou, Shenzhen / HONG KONG - Hong Kong / VIETNAM - Hanoi, Ho Chi Minh / SINGAPORE - Singapore / INDIA - Gurgaon, Chennai, Bangalore /Taiwan – Taipei / INDONESIA - Jakarta / THAILAND – Bangkok / MALAYSIA - Kuala Lumpur / PHILIPPINES - Manila /MEXICO - Leon / AUSTRALIA - Melbourne / GERMANY - Munich / U.S.A. – New York City

新移転価格規制の未確定事項-続き

◆ 他国の国内法整備状況を考慮すると、以下の項目については未だ情報発信は無く、未確定の状況。今後の新歳入法の公表、あるいは細則の公表により、明確になると考えられる。

事項	内容
移転価格文書記載事項	現行の歳入局通達Paw113/2545には、移転価格文書に含まれる事項の明記がある。 Paw113/2545　4条 （1）多国籍間企業グループの構成、各事業の構造と特性 （2）事業計画および財務予測 （3）納税者の事業戦略とその説明 （4）納税者の業績及び関連者間取引の状況 （5）関連者間取引を行う事の理由 （6）独立企業間価格決定方針、市場分析、事業セグメント情報、関連者間取引に関する機能、資産およびリスク分析を含む （7）独立企業間価格の算定方法の決定 （8）独立企業間価格の算定方法が複数の方法から選択できる場合の、価格決定方法に関して、(7)を前提とした詳細な説明 （9）独立企業間価格決定に関する分析（ベンチマーク） （10）その他の補足説明文書（ある場合） 上記は、旧来の文書化構造であり、LF、MFに記載される内容を含む（主にLF記載内容）。 新文書化構造において、歳入局が上記に追加して記載を求める事項が明確になる見込み。
言語	タイ語の使用の必須/不要について、明確に定められる事が望ましい。

FAIR CONSULTING GROUP
www.faircongrp.com © 2018 Fair Consulting Co., Ltd. All rights reserved.
JAPAN - Tokyo, Osaka, Nagoya / CHINA - Shanghai, Suzhou, Shenzhen / HONG KONG - Hong Kong / VIETNAM - Hanoi, Ho Chi Minh / SINGAPORE - Singapore / INDIA - Gurgaon, Chennai, Bangalore /Taiwan – Taipei / INDONESIA - Jakarta / THAILAND – Bangkok / MALAYSIA - Kuala Lumpur / PHILIPPINES - Manila /MEXICO - Leon / AUSTRALIA - Melbourne / GERMANY - Munich / U.S.A. – New York City

移転価格文書の目的及びメリット

◆ 移転価格文書の目的と、作成することによるメリットは以下となる。

目的

◆ 税務当局による移転価格リスク評価実施に必要な情報の提供
◆ 関連者間取引における適切な価格と条件の設定及びそれから生じる所得の適切な申告を納税者が検討することの確保
◆ 税務当局による移転価格調査の適切な実施に必要な情報の提供

メリット

◆ 移転価格文書を作成しておくことにより、移転価格調査の際に税務当局と十分に議論することが可能となるため、税務当局による推定課税等の実施に対して一定の抑制効果が期待できる
◆ 移転価格文書化を実施しておくことにより、企業が移転価格調査の際に調査官に対して 国外関連取引の実態を正確にかつ効率的に説明することができ、税務否認の減少や移 転価格調査期間の短縮につながる
◆ 日本の税務執行で増えている寄付金課税を回避し、調査官に対して移転価格の観点で対峙する事が可能になる

www.faircongrp.com © 2018 Fair Consulting Co., Ltd. All rights reserved.

納税者としての対応-今行わなければならない事

- タイにおける移転価格規制は未だ公表、施行されておらず、確定した対応がとりにくい状況である。また、当規制に関しては、財務省/歳入局の国際課税担当部署のリソース不足、タイ国の事務手続き対応（既得権益層の反発等を含め）が遅延している状況と考えられる。
- 一方で、明らかになりつつある規制の状況を踏まえ、以下の観点での自社のチェックを行っていく事が勧められる。

確認事項	考慮事項	チェック
過去の移転価格文書の作成状況の確認	タイにおいては現状においても、税務調査時に移転価格文書を求められる可能性がある。過去において、税務調査対応目的で移転価格文書を作成している可能性がある。	
親会社側及びグループ内他拠点の移転価格文書作成状況の確認	親会社側あるいは他拠点での文書化がある場合にタイ側での対応方法が変わってくる可能性が高い（流用による対応を考慮できる）。	
総売上金額の確認	総売上2億バーツの閾値により、文書化義務の有無が判断できる。	
関連者間取引、契約書等作成状況の確認	自社システム、記帳において関連者間取引、及び残高が明確に区分出来ているか、また、関連者間取引は契約書に基づいて行われているか。	
隠れた関連者間取引の有無の確認	契約書があるにもかかわらず、取引認識されていない状況はないか。あるいは関連者間取引を発生すべきであるところ、ペンディングとなっている取引はないか。	
対応スケジュールおよび費用	2019年1月開始事業年度を見据えた対応スケジュールおよび専門家を採用する場合の費用の再確認	

FAIR CONSULTING GROUP
www.faircongrp.com © 2018 Fair Consulting Co., Ltd. All rights reserved.
JAPAN - Tokyo, Osaka, Nagoya / CHINA - Shanghai, Suzhou, Shenzhen / HONG KONG - Hong Kong / VIETNAM - Hanoi, Ho Chi Minh / SINGAPORE - Singapore / INDIA - Gurgaon, Chennai, Bangalore /Taiwan – Taipei / INDONESIA - Jakarta / THAILAND – Bangkok / MALAYSIA - Kuala Lumpur / PHILIPPINES - Manila /MEXICO - Leon / AUSTRALIA - Melbourne / GERMANY - Munich / U.S.A. – New York City

作業スケジュールの目安（ローカルファイル作成）

- 一般的なローカルファイル（1社）を作成する場合のスケジュールおよび作業ステップは以下の通り、4カ月強の作業となる。

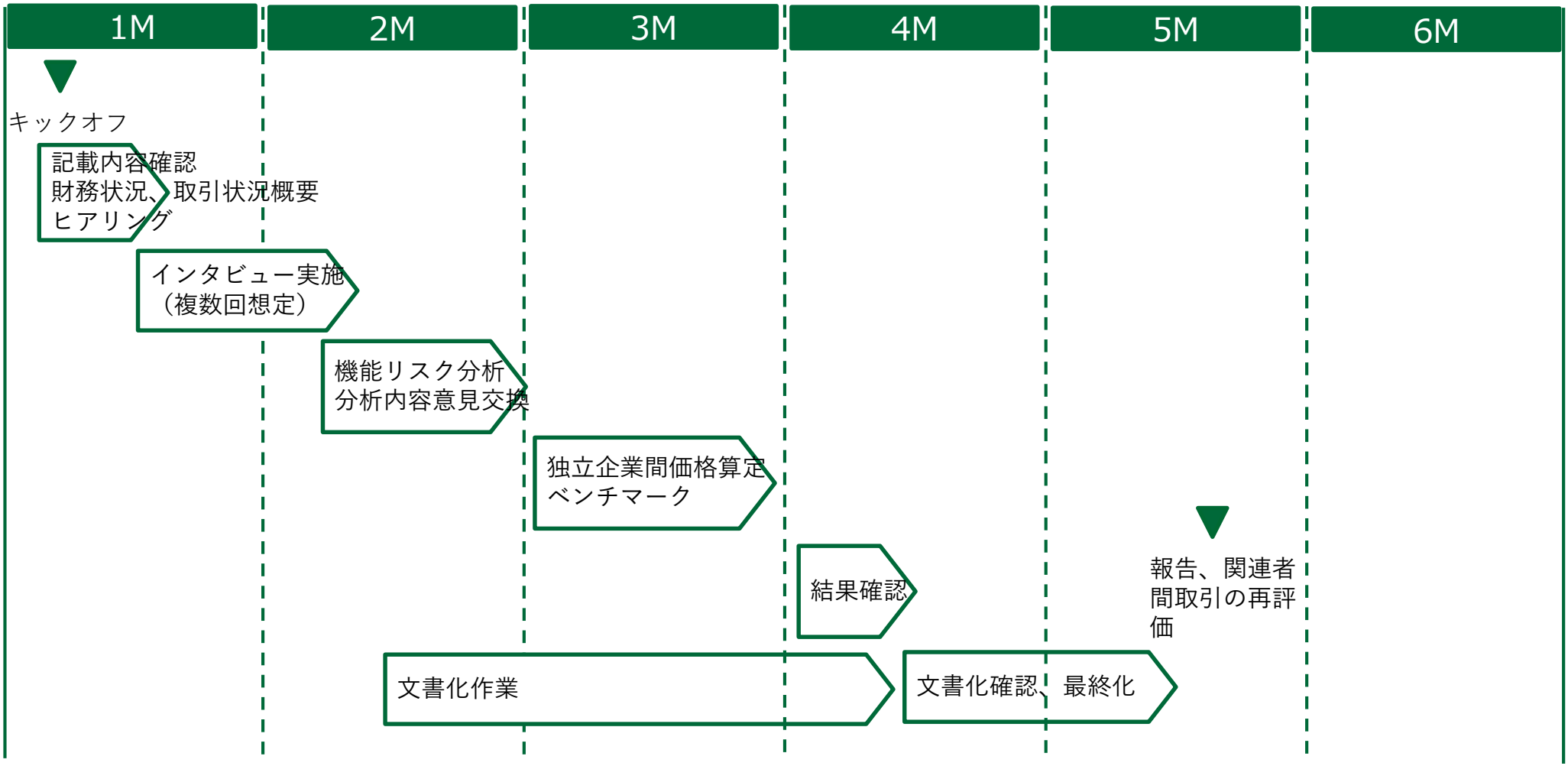

www.faircongrp.com © 2018 Fair Consulting Co., Ltd. All rights reserved.

フェアコンサルティンググループについて

フェアコンサルティンググループは、14ヵ国21拠点を構える日本発のグローバルコンサルティングファームです。
移転価格問題に関しては、税理士法人フェアコンサルティングを主体として各拠点リソースを利用した対応を行います。
インドネシア、ベトナム等BEPS導入国において多数実績があり、相互協議、事前確認等の経験も保有しております。

設立

2004年8月

代表

伴 仁(ばん ひとし)
日本国公認会計士・税理士

事業内容

財務・会計コンサルティング
国際税務コンサルティング
M&Aアドバイザリー
システムソリューション 等

コンサルタント

公認会計士	：	46名
税理士	：	19名
その他	：	287名
合計	：	352名

(2018年９月1日現在)

株式会社フェアコンサルティング
税理士法人フェアコンサルティング
Fair Consulting Hong Kong Co., Ltd.
Fair Consulting (Shanghai) Co., Ltd.
Fair Consulting Vietnam Joint Stock Company
Fair Consulting Singapore Pte. Ltd.
Fair Consulting India Pvt. Ltd.
Fair Consulting Taiwan Co., Ltd.
PT Fair Consulting Indonesia
Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.
Fair Consulting Malaysia Sdn. Bhd.
Fair Consulting Group Philippines, Inc.
Fair Consulting Mexico S.C.
Fair Consulting Australia Pty. Ltd.
Fair Consulting Deutschland GmbH

2018年11月に北米拠点開設を予定しています。

www.faircongrp.com © 2018 Fair Consulting Co., Ltd. All rights reserved.